

議案第202号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

記

- 1 物件の表示 さいたま市岩槻区美園東1丁目4番地  
(仮称) 岩槻南部新和西地区近隣公園等整備・運営管理事業により整備される特定公園施設
- 2 取得先 さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3  
ダイバーシティ美園 Park 共同企業体  
代表法人 株式会社内田緑化興業  
代表取締役 殿井 正仁
- 3 取得価格 286,850,000円
- 4 取得理由 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく公募設置管理制度で実施中の（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

(参考)

## 物件の概要

所在地	さいたま市岩槻区美園東1丁目4番地
特定公園施設の概要	園路及び広場、水景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設等